

## 道産食品独自認証制度実施要綱の一部改正について（新旧対照表）

改正後	現行
<p>第 1 ～ 第 6 略</p> <p>第 7 表示</p> <p>1 認証事業者は、知事が別に定める認証マーク表示基準（以下「表示基準」という。）に基づき、認証を受けた認証道産食品に認証マークを表示するとともに、適正な管理を行うこと。</p> <p><u>2 認証事業者及び北海道にマーク使用の届出を行った者が、道産食品独自認証制度の P R 等に認証マークを使用する場合は、認証マーク表示基準に基づき、認証マークを表示するとともに、適正な管理を行うこと。</u></p> <p>第 8 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成 1 6 年 6 月 4 日から施行する。</p> <p>2 認証機関は、北海道が平成 1 5 年度に実施した道産食品独自認証制度モデル事業の認証を受けた者から要綱第 4 の 1 に定める申請があった場合において、当該道産食品の原材料及び製造管理の方法が同一と認められるときは、要綱第 5 の 6 の（ 1 ）に定める審査の一部を省略することができる。</p> <p>3 2 の規定は、平成 1 6 年度中に申請のあった場合に限るものとする。</p> <p>4 第 3 の 1 の（ 4 ）の一部改正後の規定は、平成 1 6 年 1 2 月 9 日から施行する。</p> <p>5 この要綱は、平成 1 9 年 4 月 4 日一部改正</p> <p>6 この要綱は、平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日一部改正</p> <p><u>7 この要綱は、平成 2 1 年 月 日一部改正</u></p> <p>別表 1、別表 2 略</p>	<p>第 1 ～ 第 6 略</p> <p>第 7 表示</p> <p>1 認証事業者は、知事が別に定める認証マーク表示基準（以下「表示基準」という。）に基づき、認証を受けた認証道産食品に認証マークを表示するとともに、適正な管理を行うこと。</p> <p><u>2 認証事業者及び北海道が特に認めた者が、道産食品独自認証制度の P R 等に認証マークを使用する場合は、認証マーク表示基準に基づき、認証マークを表示するとともに、適正な管理を行うこと。</u></p> <p>第 8 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成 1 6 年 6 月 4 日から施行する。</p> <p>2 認証機関は、北海道が平成 1 5 年度に実施した道産食品独自認証制度モデル事業の認証を受けた者から要綱第 4 の 1 に定める申請があった場合において、当該道産食品の原材料及び製造管理の方法が同一と認められるときは、要綱第 5 の 6 の（ 1 ）に定める審査の一部を省略することができる。</p> <p>3 2 の規定は、平成 1 6 年度中に申請のあった場合に限るものとする。</p> <p>4 第 3 の 1 の（ 4 ）の一部改正後の規定は、平成 1 6 年 1 2 月 9 日から施行する。</p> <p>5 この要綱は、平成 1 9 年 4 月 4 日一部改正</p> <p>6 この要綱は、平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日一部改正</p> <p>別表 1、別表 2 略</p>